

外国投資（PMA）企業に 100 億ルピアの払込済資本金を義務付けるインドネシア投資調整委員会（BKPM）の新規則について

2021 年 6 月

One Asia Lawyers Indonesia office

日本法弁護士
馬居 光二

インドネシア法弁護士
Prisilia Sitompul

1. 最初に

インドネシア投資調整委員会（BKPM）は 2021 年 6 月、以下の新規制を公布致しました。

- 統合リスクベースライセンスの電子システムに関する規制 2021 年第 3 号（**BKPM 規則 2021 年 3 号**）
- リスクベースのライセンスと投資施設のガイドラインと手続きに関する規則 2021 年第 4 号（**BKPM 規則 2021 年 4 号**）
- リスクベースライセンスの監督のためのガイドラインと手順に関する規則 2021 年第 5 号（**BKPM 規則 2021 年 5 号**）



本規則の目的は、2021 年 4 月に施行されたリスクベースのビジネスライセンスの実施に関する政府規則 2021 年第 5 号を実施することです。

なお、上記規則に基づいたリスクベースのビジネスライセンスが 2021 年 6 月 2 日からオンライン・シングル・サブミッション・システム（OSS システム）に実装される予定でしたが、後述のように 2021 年 7 月 2 日に延期されております（BKPM 回書 2021 年 14 号）。

本稿においては、インドネシアにおける上記の変更点について解説いたします。

2. 主な変更点

(1) BKPM 規則 2021 年 3 号

本規則は、簡易、迅速、正確、透明性があり、説明責任を果たすことができるリスクベースのビジネスライセンスの実施を実現することを目的としております。

BKPM 規則 2021 年 3 号は、主に OSS システムの機能と技術的側面に関する規定を定めております。

また、下記のように BKPM 規則 2021 年 4 号及び BKPM 規則 2021 年 5 号は、外国企業が投資する会社（PMA 企業）によるインドネシアへの投資要件にいくつかの重要な変更を導入しています。

(2) BKPM 規則 2021 年 4 号

a. PMA 企業の最低必要発行資本金と払込資本金

BKPM 規則 2021 年 4 号では、インドネシアの法令で特段の定めが規定されていない限り、**PMA 企業は少なくとも 100 億ルピア（約 7700 万円）の払込資本が必要である**旨が規定されております（BKPM 規則 2021 年 4 号第 12 条 6、7 項）。本規則発行前は 25 億ルピア（約 1925 万円）の払込資本のみが必要とされており、新規則ではおよそ 4 倍近くもの資本金が求められることとなります。本規則にはこれが既存の PMA に遡って適用されるのかについて明記されておられません。一般的には、特段の明示がない以上いわゆる「グランドファザールール」にしたがって適用はされないと考えられますが、今後の運用を注視していく必要があります。

上記払込資本金の要件は、特に新たなスタートアップ企業やグリーンフィールド投資（新たに法人を設立する形態の投資）を企図する投資家にとって極めて不利なものとなります。

また、同規則では、**インドネシア標準産業分類（KBLI）の 5 桁のコードごとに土地・建物を除いて 100 億ルピア以上の投資が必要である**旨が規定されております（BKPM 規則 2021 年 4 号第 12 条 1、2 項）。すなわち、複数の産業分類にわたるビジネスを行うためには、そのビジネスラインごとに 100 億ルピアを支払わなければならない可能性があり、更なる資本金の積み増しが求められることとなります。こちらは本規則以前も規定されておりましたが、以下のように同規則第 12 条 3 項において上記規定の例外が定められております。

ビジネスセクター	最低投資額
卸売業	KBLI コードの最初の 4 桁ごとに、土地・建物以外を除いて 100 億ルピア（約 7700 万円）
飲食業	KBLI コードの最初の 2 桁ごとに、土地・建物を除いて 100 億ルピア
建設サービス（建設コンサルティングサービス、建設施行サービス、または統合建設施行サービス）	KBLI コードの最初の 4 桁ごとに、1 件のプロジェクトについて土地・建物を除いて 100 億ルピア

1つの生産ラインで異なる5桁コードのKBLIに分類される複数の異なる製品を生産する製造業	1つの生産ラインにおけるKBLIの5桁ごとに土地と建物を除いて100億ルピア以上
不動産業：	
a. 建物全体や集合住宅への投資	土地と建物を含めて100億ルピア
b. 建物全体や集合住宅以外への投資	土地と建物を除いて100億ルピア

また、BKPM規則2021年4号第13条は、(a)駐在員事務所および(b)外国事業体に対して前述の最低投資額要件及び最低払込済資本金要件を免除しております。駐在員事務所及び外国事業体の定義は以下の通りです。

- a. 駐在員事務所：インドネシアの個人、外国籍の個人、またはインドネシア共和国の領土内で事務所設立の承認を得た外国人起業家の代表である事業体（BKPM規則2021年4号第9条3項）
- b. 外国事業体：インドネシア共和国の領土外で設立され、特定の分野で事業や活動を行っている外国の事業体（BKPM規則2021年4号第9条4項）。

*上記外国事業体は少なくとも以下の構成要素からなると規定されております（BKPM規則2021年4号第9条11項、12項）。

- a. 外国のフランチャイザー
- b. 外国の先物取引業者
- c. 外国の民間企業の電子システムプロバイダー
- d. 恒久的な事業形態（石油および天然ガス部門で事業活動を行うために設立された駐在員事務所を含む）

b. PMA 企業の子会社が PMA 企業に移行するための要件

BKPM規則2021年4号の第57条7項に基づき、国内投資（PMDN）会社としてのステータスを持つPMA企業の子会社は、OSSシステムを通じてデータを更新することにより、1年以内にそのステータスをPMA企業に変更しなければならないとされています。

上記ステータス変更の結果、関連子会社が外国投資に対して閉鎖または制限されている活動を行っている場合にはその活動を直ちに中止する必要があります。

c. ダイベストメントの要件

BKPM 規則 2021 年 4 号においては PMA 企業は BKPM 規則 2021 年 4 号以前に発行された投資ライセンスに基づいて売却要件が要求されている場合、当該売却義務があることが再確認されております (BKPM 規則 2021 年 4 号第 14 条)。

ただし、BKPM 規則 2021 年 4 号では、以下の条件を満たす場合、ダイベストメントの要件を免除することができます。

- a. 当該会社のインドネシアにおけるローカル株主が株式売却を必要としない場合 (14 条 8 項 a)
- b. 株主が 100%外国企業 (個人) の PMA 企業の場合で、インドネシア国内のいかなる者とも株式を売却する約束や合意をしていない場合 (14 条 8 項 b)

こちらのダイベストメント規定は 2007 年に制定された現行の投資法において撤廃されているため、それ以降に設立された会社には適用がございません。同法制定以前に設立された現地法人を所有する会社は上記株式の売却義務の適用がある可能性がありますので確認をすべきかと存じます。

(3) BKPM 規則 2021 年 5 号

BKPM 規則 2021 年 5 号では、PMA 企業が BKPM に投資活動報告書 (Laporan Kegiatan Penanaman Modal (LKPM)) を提出する旨が規定されております。報告書には、投資の実現に関する報告や、投資を実行する上で直面している問題等を含むものとされております。

OSS システムは、関連する政府機関 (分野別の省庁や機関、地域政府、経済特区の管理者など) のシステムとも統合されていますので、このシステムを使って提出します。統合されたシステムでは、これまで各関連官庁に個別に提出していた報告手続きが簡素化されることが期待されております。

3. リスクベースのライセンスの OSS への実装の延期

PM 規則に基づく OSS システムのアップデートは 2021 年 7 月 2 日に延期されております。

これにより、各事業者によるビジネスライセンスの申請は 7 月 2 日まで現行の OSS を通じて行われるとされております（回書 5 項 b の 1））。

また、いまだコミットメントを達成していないビジネスライセンスを有する事業者は、6 月 25 日までに OSS システムにこれを提出し、6 月 30 日までに有効なビジネスライセンスを取得するよう求められています（回書 5 項 b の 2））。

上記の期限を過ぎてコミットメントの履行及び新規のビジネスライセンスの申請をした場合には、政府規則 2021 年 5 号や BKPM 規則 2021 年 4 号に規定されたリスクベースのビジネスライセンスに関する条項にしたがって処理されるとされております（回書 5 項 b の 3））。

4. 最後に

本 BKPM 規則は、本年 3 月に施行された大統領規則 2021 年 10 号で大幅に外資規制が緩和されたこととのバランスを取る趣旨で外国企業による投資へ一定の制限をかけるもの考えられます。インドネシア政府の外資融資促進への姿勢を否定するものではありませんが、これからインドネシア進出を検討する企業は上記の点を十分に検討する必要があります。

この点について、上記のようにインドネシアにおいては法令及び規則の実施も流動的となっております。現地法律事務所等と連携して各規則の実施状況を確認しつつ手続きを行うことが推奨されます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本及び ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本及び ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<筆者>



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisilia Sitompul(プリシラ シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。その後、およそ1年間長野国際文化学院にて日本語を学ぶ。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal